

前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について（議案第49号）

障害福祉課

1 改正の理由

令和3年度の障害福祉サービス等報酬の改定に併せて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、関係する次の条例について所要の改正を行う。

- (1) 前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 前橋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 前橋市地域活動支援センターの設置及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 前橋市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 前橋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 前橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

2 主な内容

- (1) 1の(1)から(7)までの条例について、次の規定を加える。
 - ア 虐待防止対策の強化のため、委員会の開催、研修の実施及び担当者の設置を義務付ける。
 - イ 感染症対策の強化のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練の実施を義務付ける。
 - ウ 感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。
 - エ 非常災害に備えるために行う訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。
 - オ 従業者の就業環境が害されることを防止するため、適切なハラスメント対策を義務付ける。
 - カ 条例の規定により開催する委員会又は会議は、テレビ電話装置等を活用して

行うことができることとする。

- (2) 1の(1)から(3)まで及び(6)の条例について、就労移行支援を行う場合に置くべき就労支援員の常勤要件を廃止するとともに、通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととする規定を加える。
- (3) 1の(1)から(3)まで、(6)及び(7)の条例について、身体拘束等の適正化のため、委員会の開催、指針の整備及び従業者に対する研修の実施を義務付ける規定を加える。
- (4) 1の(7)の条例について、次のとおり規定の整備を行う。
 - ア 指定児童発達支援事業所等における児童発達支援、基準該当児童発達支援、放課後等デイサービス、基準該当放課後等デイサービスについて、従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除する。
 - イ 医療的ケアを必要とする障害児が指定児童発達支援事業所等を利用する場合には、原則として看護職員を置かなければならないこととする規定を加える。
- (5) 1の(8)の条例について、一定の指定障害者支援施設等に係る人員及び設備に関する基準の特例を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。

3 施行期日

令和3年4月1日